

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律下における教育長の任用とその資質

千々布, 敏弥

<https://doi.org/10.15017/809>

---

出版情報：教育経営教育行政学研究紀要. 2, pp. 39-49, 1995-05-10. 九州大学教育学部教育経営教育行政学研究室  
バージョン：  
権利関係：



## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律下における教育長の任用とその資質

千々布 敏 弥

### 0. はじめに

昭和24年に公布された教育職員免許法は、教員のみならず、校長、教育長、指導主事にも個別の免許状取得を要求していた。その後の制度改正により、教員の免許状主義は存続しているものの、校長、教育長、指導主事に関しては、その資質の制度的担保を、免許等の任用資格に求めるところから、主に任用過程に求める方向に変容している。この規定の変容過程に影響を与えた要因の分析と、規定の変容が現実の教育長の資質の変化にどのような影響を与えたかという分析を試みることは、免許状、すなわち免許状を取得するのに必要な単位履修が、教育にかかわる者の実質的資質をどの程度保障しうるものとなるであろうかという問題意識に有効な示唆を与えるのではないと思われる。

校長に関しては、独自の免許状規定は存在しないものの、教員免許状取得が必須の条件となっている。したがって、校長に関しては免許状規定がなくなったとは言いがたいであろう。指導主事に関しては、教員をもって充てることができるため、これも免許状規定から全く開放されていると言いがたいと思われる。これらに対し、教育長に関しては、現行法上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以後地教行法と略す）第16条において任用形態の規定はあるものの、その資格に関する規定は存在しない状況となっている。

そこで、本稿においては、特に教育長の資格規定が昭和24年公布の教育職員免許法よりどのように変遷したか、その制度改正によって、現

実に任用された教育長が有した個人的資質がどのような変容して行ったかを、統計資料を基に検討することを主眼とする。

### 1. 教育長の資格規定の変遷

教育長の免許状規定は、昭和23年7月に成立、公布された教育委員会法において、「教育長は、別に教育職員の免許に関して規定する法律の定める教育職員の免許状を有する者のうちから、教育委員会が、これを任命する。」という規定が登場したところから出発する。その後「教育職員の免許に関して規定する法律」としての教育職員免許法が昭和24年5月に公布され、9月より施行されることとなった。

法第5条別表第2の規定内容は、一級免許状に関しては、「学士の称号を有し、又は教員の一級普通免許状の授与を受ける資格を有」した上で、「大学における教職に関する科目」を45単位以上修得し、「教育職員又は官公庁若しくは私立大学における教育事務に関する職」に5年勤め、「良好な成績で勤務した旨の所轄庁の証明」が得られた場合に初めて授与されることとなっていた。

以上は、大学の課程を履修することによって免許状を取得する際の主たる条件である。このほかに、法第6条別表第7において、既に教育関係職に就いている者に対し、一定条件を満たした者に教育職員検定を通じて免許を授与する道も規定されていた。もっとも簡素な方法においては、教員の一級普通免許状を有し教員としての勤務経験が5年以上、あるいは、官公庁又は私立学校における教育事務に関する職に5年

以上勤めている者に対して、授与権者による検定の上で「仮免許状」が授与されることとなった。すなわち、一級免許状の取得要件から大学における教職に関する科目を履修する条件が除外される場合が存在しえたのである。仮免許状の有効期間は5年と限られていたが、その間に「大学において修得し、又は修得したものと認められる」単位を15単位修得していれば二級普通免許状に、さらに、二級普通免許状を取得した後に「教育長、校長若しくは私立学校における教育事務に関する職」に3年勤務し、「大学において修得し、又は修得したものと認められる」単位を8単位修得した場合に一級普通免許状が授与される道があった。すなわち、「教育長、校長若しくは私立学校における教育事務に関する職」に8年以上勤務した場合には、23単位の履修ですみ、同じ一級普通免許状を取得するために別表第2による場合よりも22単位分の履修が軽減される場合が存在したのである。

このように、教育長免許状発足当時より、被授与権者に対し教職に関する科目の単位履修を求めはするものの、そこには、勤務経験を積むことにより代替し得る構想が内包されていたと解せよう。

教育長の免許状規定はその後昭和29年に廃止されることとなる。そこにおいては教育職員免許法において教育長免許状を廃止するかわり、教育公務員特例法において教育長の任用資格が規定されることとなった。

そこで規定された内容は、「学士の称号を有し、大学において12単位以上を修得し、5年以上教育に関する職に」就いていること、とあり、旧免許法と比較すると、一級普通免許状取得で要求されていた45単位の履修より大幅に軽減されている。さらには、「教諭一級普通免許状を修得し、10年以上教員の職にあった」者に対しては6単位の履修で済むこととなり、「2年以上校長、指導主事、社会教育主事等の職にあった者」は単位履修は必要ないこととなった。

旧免許法では大学で単位履修していた場合、3年の勤務経験で二級普通免許状を取得することができた。これに対し、昭和29年の改正は

「教育に関する職」の勤務年数の最低が5年となっているところから、旧免許法に対し、より経験年数を重視する規定に変更されたと解釈できよう<sup>(1)</sup>。

その2年後、昭和31年に地教行法において、教育長の資格要件はさらに変革されることとなる。すなわち、同法第16条で教育長の任用に関する規定を設けるかわり、教育公務員特例法で定めていた資格要件を削除したのである。

## 2. 教育長に求められていた資質要件

以上の教育長の資格規定の変遷を概観すると、教職に関する科目を大学で学ぶことにより獲得する教育上の力量よりも、勤務経験を積むことにより獲得される行政上の力量が重視されてきた構図をみることができよう。

木田宏氏は、「これは、わが国の現状からして、任用資格をもって律することにより必ずしも機械的に有能な教育行政専門家が得られるものではなく、かつ教育行政に関する専門的知識経験のみならず行政的な識見能力等をも含めて広く総合的に判断することとした方がかえってより適任者が得られるものと考えられる」と述べた<sup>(2)</sup>。

また、地教行法成立当時教職員養成課長を勤めていた村山松雄氏は、「校長、教育長、指導主事の免許状というのは、やはり、日本の実情には合わなかったんですね。当初の考えは、教育指導と教育行政とが円滑にかみ合うように、ということだったのでしょ。そのためには、教育長、指導主事にも、それなりの専門知識が必要だと考えたのでしょ。しかし、それは日本の風土になじまなくて、どうも無駄だといふのでやめちゃったんです。」「教育委員会というのは行政機関でしょ。対組合とか教員給与とか、行政事務が複雑になってくると、先生出身の人じゃ処理しきれない、という面があるのかも知れません。」と回顧している<sup>(3)</sup>。

先行研究においても、教育長に教職的資質を求めるよりも、行政的資質を求める志向は、教育職員免許法の制定当時から、教育行政の現場（文部省、教育委員会）に存在しており、教職

に関する科目の履修を求める考えは、CIEのイニシアティブによっていたことが指摘されている<sup>(4)</sup>。

教育委員会制度が全国一斉にスタートした昭和27年11月の翌年から、文部省は教育委員会組織の全国調査を実施した（地方教育行政調査）。昭和28年の状況では、市町村教育委員会数9851に対し、教育長は8602人。差の779人は、共同設置の教育長ということである。また、本務者の占める割合は全体の3分の1と低く、特に小規模自治体でその傾向は顕著であり、人口2500人未満の自治体では本務教育長の設置率17%という状況であった。

本務教育長の設置率は、昭和30年調査では全国で53%、人口2500人未満の自治体で21%となり、改善されているものの、教育長に人材を得ることが依然として困難であったことがうかがえる。

仮免許状の規定は、かなり緩やかなものであったため、有資格者が不足していたことは考えにくい。このような状況となった理由として、当時文部省地方課の事務官であった犬丸直氏はこう語っている。

「講習会その他の方法により、相当数の教育長有資格者を生むことはできた。しかし、具体的に個々の公共団体で教育長の適任者でかつ有資格者を探すということになると、すこぶる困難であった。仕事の実際からすれば、教育長は、単に「教育者」であるだけでなく、いなそれよりむしろ、堪能な行政実務家であることを要した。」<sup>(5)</sup>

犬丸氏によると、現実の教育長には教育者としての資質以上に行政家としての資質が求められていたこととなっている。1982年の日本教育行政学会シンポジウムで、市町村教育委員会の教育長より次のような発言がみられた。

「教育長が教育の専門性の面で責任をとられることは、まずありません。むしろ対予算・対議会といった面で責任をとられる場合が非常に多いわけです。」<sup>(6)</sup>

以上の指摘から考えると、教育長に教育上の配慮よりも行政実務が重視される意識は、戦後

一貫しており、法改正にともない、教育長には行政経験を積んだ人物が多く登用される傾向となっていたのではないかと予測される。そこで、以下においては、統計資料を基に、どのような経歴（教育職、教育行政職、一般行政職等）を有する人物が教育長に任用されていたのかを概観することにより、地教行法下において各地方が実質的に尊重しているであろう教育長の資質—すなわち、教育職としての資質、行政職としての資質、等々—がどのようなものかを検討することとする。

### 3. 教育長の経歴

#### (1) 市町村教育委員会の教育長

地方教育行政調査では、地教行法が施行される1年前の昭和30年度から市町村教育委員会教育長の前歴が調査されるようになった。

昭和30年度の結果によると、市町村教育長のうち前歴が教職員<sup>(7)</sup>である比率は43.4%（学校長37.3%、教員6.1%）であり、前々歴が教職員となっているのは81.1%となっている（表1, 2）。これは、教育長の資格要件において教員免許状を有することが基本となっていた制度のあり方から、当然の結果であったといえよう。

これに対し、地教行法の施行直後の昭和31年10月に実施した調査では、前歴で最も多いのは「教育長」(48.3%)となっている。これは、地教行法施行前から教育長の職に就いていた者が新たに任命された数字が計上されたためと思われる。したがって、この数字では、調査時点で教育長の職にある者の、教育長の職に就く以前の経歴が教員であったか、行政官であった等の情報が確実には把握できない。そこで、前々歴をみると、教育長となっている者が（すなわち、他の教育委員会の教育長を経験していたか、教育長→校長→教育長、等の経歴となっている者と思われる）7.0%、校長が24.8%、教員が18.7%となっている。校長と教員を合計した比率は43.5%となり、昭和30年度調査の前歴における教職員経験者の比率とさほど変化はない。

前歴が教職員である者の比率は、昭和31年度

表1 市町村教育長の前歴

(%)

年度	教 育 長	教 職 員	教育委員会 関係職員	地方公務員	国家公務員	そ の 他
S.30	22.3	43.4	14.6	13.2	0.7	5.8
31	48.3	10.0	6.5	19.8	0.4	15.0
32	38.9	15.6	6.9	15.1	0.5	23.0
33	36.7	18.5	7.8	14.2	0.7	22.1
34	37.3	20.9	6.8	14.3	0.6	20.1
35	37.0	22.1	6.9	13.6	0.6	19.8
36	40.6	21.4	6.9	12.9	0.4	17.8
37	39.8	22.2	6.7	12.8	0.5	18.0
38	34.2	29.5	6.0	14.6	0.8	14.9
39	29.8	32.2	6.2	15.3	0.5	16.0
40	28.8	32.9	6.5	15.7	0.9	15.2
41	27.5	34.8	6.4	15.7	0.6	15.0
42	23.2	36.5	7.4	16.5	0.5	15.9
43	21.7	38.3	7.6	16.7	0.6	15.1
44	調査せず					
45	13.3	42.8	8.7	20.1	0.5	14.6
46	調査せず					
47	12.4	43.4	8.7	20.0	0.4	15.1
48	調査せず					
49	7.8	46.7	9.0	21.1	0.6	14.8
50	調査せず					
51	6.0	48.0	9.6	21.8	0.5	14.1
52	調査せず					
53	3.6	47.0	10.4	24.8	0.6	13.7
54	調査せず					
55	3.4	46.7	10.3	25.5	0.5	13.6
56	調査せず					
57	2.8	45.8	10.3	26.3	0.8	14.0
58	調査せず					
59	2.0	38.6	11.9	25.9	0.8	20.8
60	2.0	38.6	12.0	25.8	0.8	20.7
61	1.0	39.5	12.7	25.5	0.7	20.7
62	1.6	39.2	12.9	24.4	0.4	21.5
63	1.4	40.2	14.2	23.9	0.4	19.9
H. 1	1.4	41.4	14.5	23.5	0.5	18.7
2	1.3	41.9	14.4	23.7	0.4	18.3
3	1.2	42.1	15.1	23.2	0.5	17.9
4	1.1	42.3	15.2	23.3	0.5	17.6
5	0.9	43.5	15.4	23.0	0.4	16.8

- (1) 文部省「地方教育行政調査」を基に、筆者が作成
- (2) 昭和31年度調査以外の調査は、5月現在で調査している。  
昭和31年度は、地教行法施行後の10月現在で調査している。
- (3) 昭和30年度調査で前歴が「教育長」とは、他の教委の教育長という意味である。
- (4) 昭和31年度調査で前歴が「教育長」とは、旧法下の教育長から引き続いた者を含む。
- (5) 昭和30年度～39年度調査では、「校長」「教員」の項目で調査されているものを筆者が合計して「教職員」とし、「市町村教育委員会関係職員」「都道府県教育委員会関係職員」「教育関係部課長」の項目で調査されているものを筆者が合計して「教育委員会関係職員」としている。
- (6) 昭和30年度～57年度調査では、「助役」「地方公務員」の項目で調査されているものを筆者が合計して「地方公務員」としている。
- (7) 昭和49年度～53年度調査では、「教育関係職員」という項目で公表されているが、調査票では「教育委員会関係職員」で調査されているため、過年度調査と同じ集計項目と判断した。

表2 市町村教育長の前々歴

(%)

年度	教育長	教職員	教育委員会 関係職員	地方公務員	国家公務員	その他
S.30	0.6	81.1	5.4	8.3	1.1	3.5
31	7.0	43.5	5.5	27.7	2.3	14.0
32	8.4	52.5	4.5	17.5	2.1	15.0
33	6.5	51.2	5.0	18.0	1.9	17.4
34	7.9	50.1	5.4	16.9	2.0	17.7
35	8.9	51.8	4.8	16.8	1.7	16.0
36	8.8	52.4	4.5	16.8	2.0	15.5
37	9.0	52.5	4.5	17.6	2.0	14.4

(1) 文部省「地方教育行政調査」を基に、筆者が作成

(2) 地方教育行政調査で教育長の前々歴が調査されたのは、昭和30年度から37年度までである。

(3) 昭和31年度調査で「地方公務員」の比率が突出しているのは、地教行法で認められた助役兼務教育長が含まれているためである。

で10.0%となっていたのが、平成5年度においては43.5%となっている(図1-1)。しかし、この比率の増加はそのままには受け取れない。8割の前々歴は教職員であるという昭和30年度調査の結果から、前歴が教育長の前々歴も教職員である可能性が高いことが推測できるため、「教育長となる前が教職員であった者」の比率は、前歴が「教職員」となっている者と「教育長」となっている者を合計した比率に近くなる可能性が高いはずである。そこで、前歴が「教職員」の比率と「教育長」の比率を合計したものの推移をみると、昭和32年度に一旦下降した後38年度までは上昇し、その後少しずつ下降していることがわかる(図1-2)。他の項目(「教育委員会関係職員」「地方公務員」<sup>(9)</sup>「国家公務員」「その他」)においても教職員を経験した者が含まれる可能性があるため、教職員を経験した者の比率の正確な推移は判定しきれないが、少なくとも、前歴が「教職員」である者の比率の推移と、「教育長となる前が教職員であった者」の比率の推移はかなり異なるものと思われる。

ここで筆者が意図している分析に最も参考となる統計は、「教職経験」があるか否かという観点で調査したものとなろう。前歴・前々歴が教職員でなくとも、前々々歴あるいはそれ以前で教職員であった者がいる可能性があるからである。その調査は、地方教育行政調査の昭和59

年度調査より実施されている。図2によると、昭和59年度に教育長に就いている者の中で教職経験がある者の比率は62.5%となっている。その比率は年々上昇し、平成5年度調査では68.6%となっている。

昭和31年の教育長の資格規定の改正は、教育長に教員免許状の取得を必須とはしないものとなった。この措置が「教育行政に関する専門的知識経験のみならず行政的な識見能力等をも含めて広く総合的に判断する」ことを意図するものである以上、行政職の経験を有する者の比率が上昇するはずである。表1でそれに該当するであろう項目は「地方公務員」「国家公務員」「その他(民間の出身者と思われる一筆者注一)」である。このうち、前歴が国家公務員となっている者の比率は一貫して1%未満と低く、「その他」の比率は減少傾向にあるため、考察の対象からははずす。前歴が地方公務員となっている者の比率をみると、昭和30年度に13.2%であったのが、平成5年度では23.0%と、約10%上昇している。

このように前歴が地方公務員となっている教育長の比率はたしかに上昇している。また、教育行政職である教育委員会関係職員が前歴である者の比率も、昭和31年度の6.5%から平成5年度15.4%と上昇している。図2からも、教育行政経験がある教育長の比率が昭和59年度50.6%から平成5年度66.6%と一貫して上昇してい

図 1-1 市町村教育長の前歴

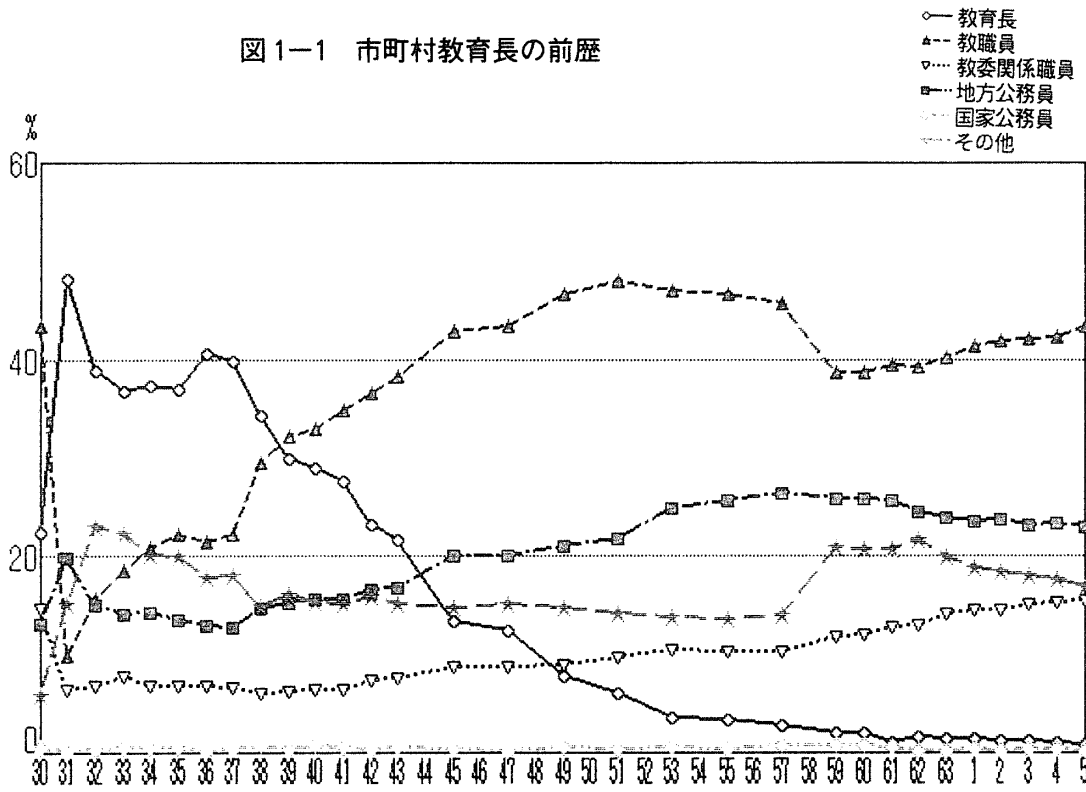


図 1-2 市町村教育長の前歴

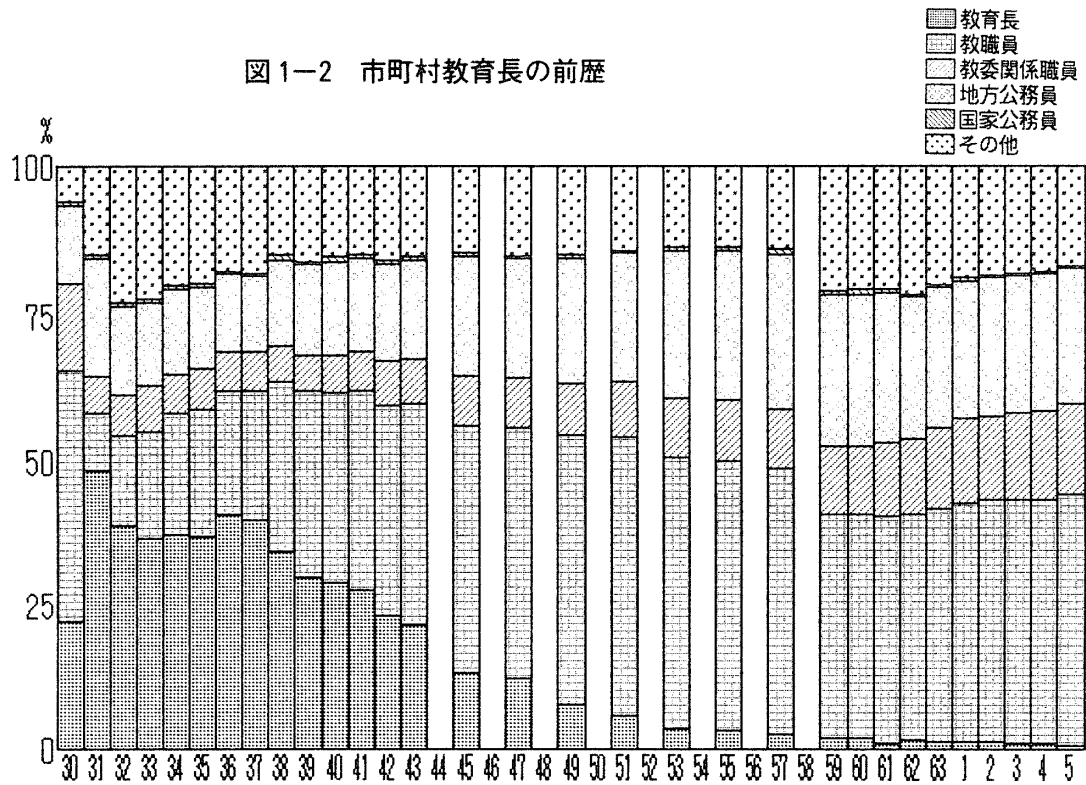
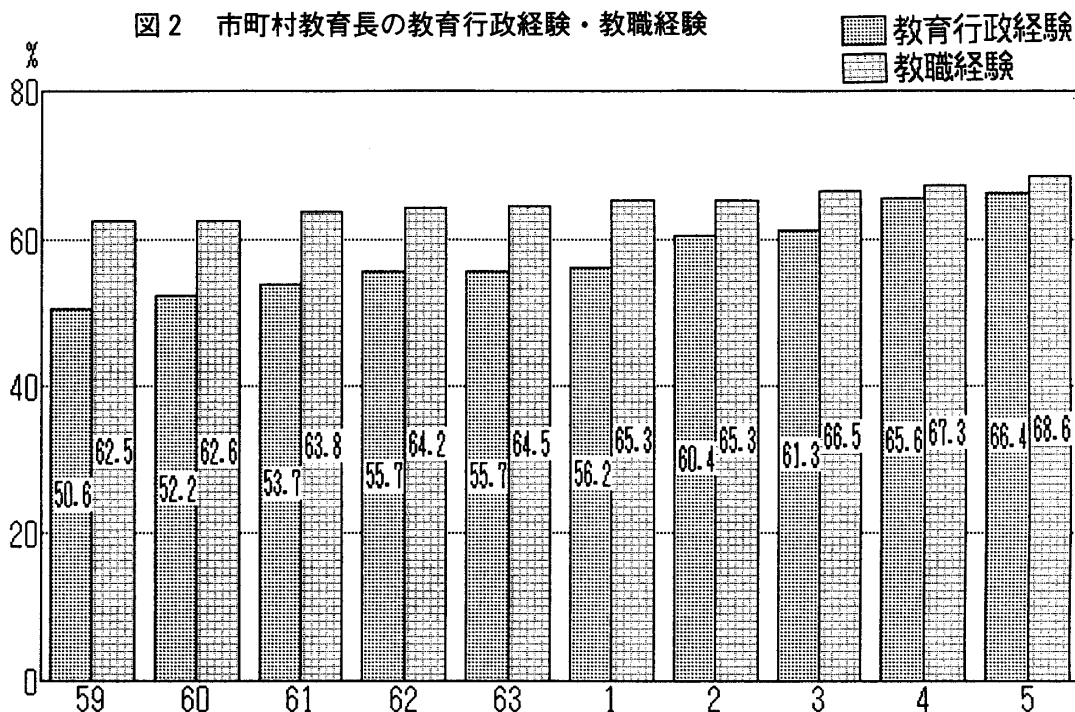


図2 市町村教育長の教育行政経験・教職経験



ることがわかる。

これらの結果を総合して考えると、最近の市町村教育長は、教育行政と教職の両方を経験した者が増えつつあると解釈するほかないであろう。行政職として採用された者が教員となることは考えにくいので（教育職員免許状を有していない場合があるため）、ほとんどは、教員として採用された者が指導主事等の教育行政職を経験し、その後校長、教育長に転身するという人事異動の形態が増えているのではなかろうかと思われる。

また、前歴が教育委員会関係職員以外の地方公務員となっている場合は、もちろん、行政職として採用された者が一貫して行政職を続け、教育長となった場合もあるであろう。しかし、教職経験者の比率が増加しつつある（すなわち、教員として採用された者の比率が増加しつつある、と推測できる）統計上の結果から、そのような経歴の教育長は少なくなっているとは考えられない。すなわち、教職員であった者が、教育委員会職員となった後、首長部局の地方公務員に転身し（地方公務員法上は、教育委員会

職員も一般職の地方公務員であるから、単なる配置転換と称した方が妥当であろう）、その後教育長に就任している場合が多いのではないかと考えられる。

## （2）都道府県教育委員会の教育長

地方教育行政調査により都道府県教育委員会教育長の前歴をみることができるのは、昭和59年度調査からである。図3をみると、教育長の教職経験率は昭和62年度より下降気味にあることがわかる。教育行政の経験率も同様に下降しているため、教職員も教育委員会職員も経験していない、知事部局のみの地方公務員経験者が増えていると考えられる。ちなみに平成4年度調査において一般行政の経験率も調査されているが、68.1%と教育行政経験率よりも高い比率となっている。

図4をみると、前歴が教育委員会関係職員となっている者が、昭和62、63年度は最も多かったのがその後減少し、そのかわり、前歴が地方公務員である者が増えていることがわかる。

表3は、最近の都道府県教育委員会教育長の

図3 都道府県教育長の教育行政経験・教職経験

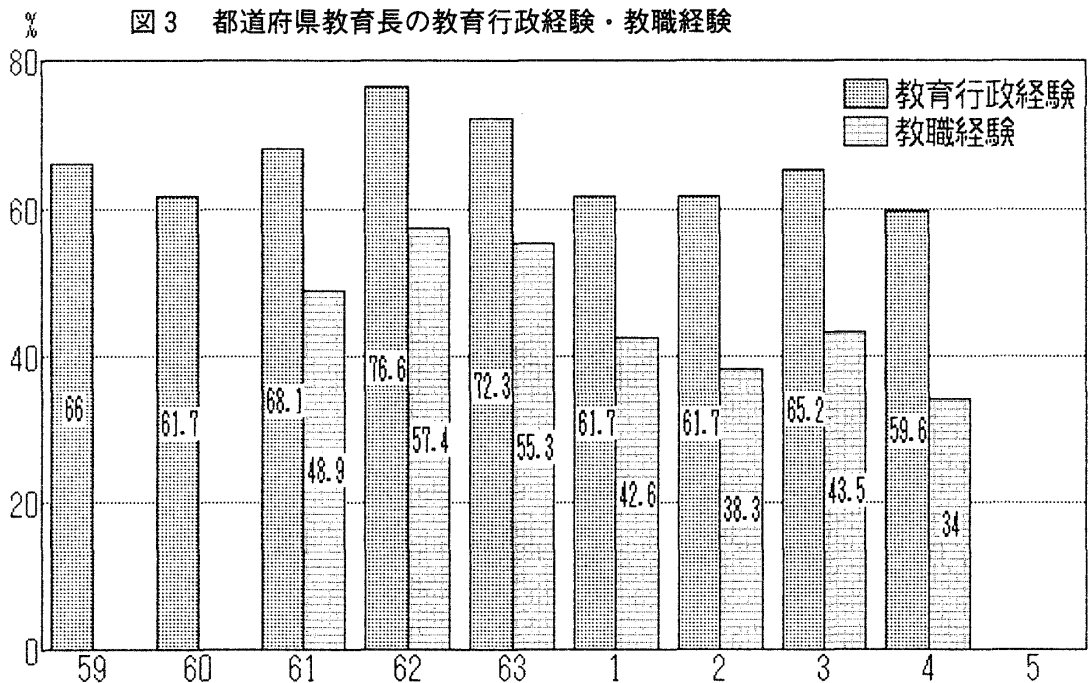
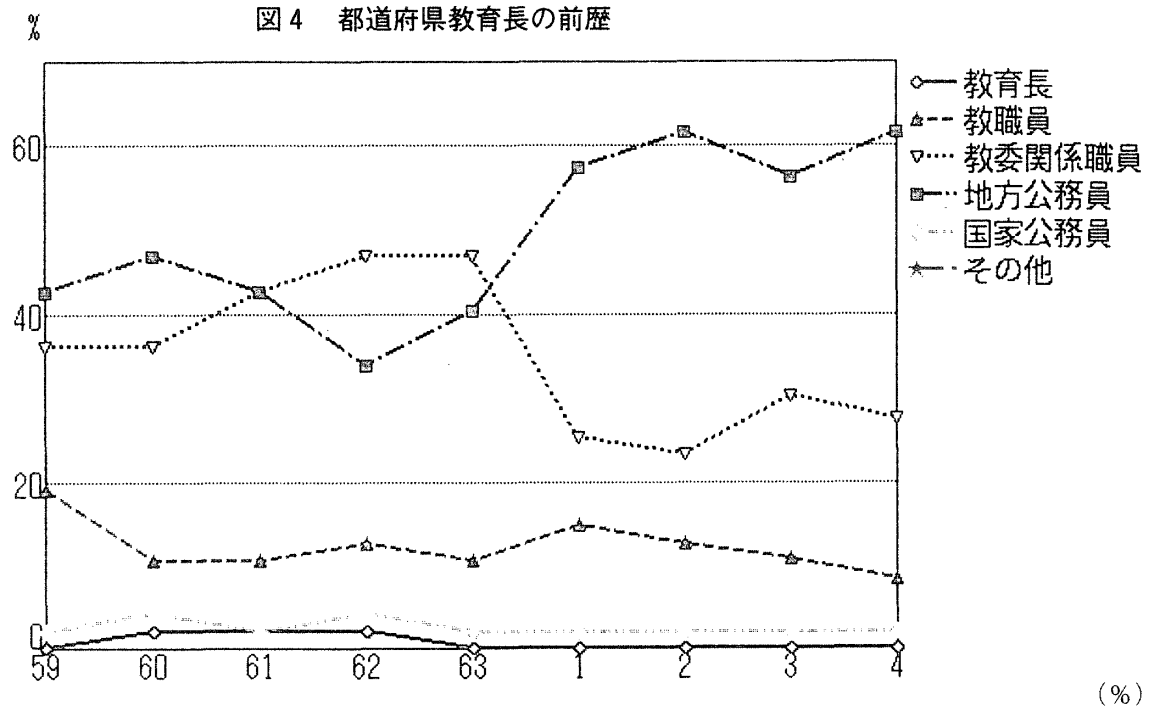


図4 都道府県教育長の前歴



年度	教育長	教職員	教育委員会 関係職員	地方公務員	国家公務員	その他
S.59	0.0	19.1	36.2	42.6	2.1	0.0
60	2.1	10.6	36.2	46.8	4.3	0.0
61	2.1	10.6	42.6	42.6	2.1	0.0
62	2.1	12.8	46.8	34.0	4.3	0.0
63	0.0	10.6	46.8	40.4	2.1	0.0
H. 1	0.0	14.9	25.5	57.4	2.1	0.0
2	0.0	12.8	23.4	61.7	2.1	0.0
3	0.0	10.9	30.4	56.4	2.2	0.0
4	0.0	8.5	27.7	61.7	2.1	0.0

地方教育行政の組織及び運営に関する法律下における教育長の任用とその資質

表3 都道府県教育長の略歴

No.	就任年度	略歴
教諭として採用され、知事部局の経験がないもの		
2	1992	教諭採用→学務課長→校長→教育次長→教育長
9	1994	教諭採用→高校教育課長→教育次長→校長→教育センター所長→教育長
10	1990	教諭採用→校長→義務教育課長→指導部長→生涯学習センター館長→教育長
16	1994	教諭採用→総務課主幹→校長→指導課長→学校教育部長→教育長
17	1991	教諭採用→社会教育課長→教育次長→教育参事→教育長
19	1991	教諭採用→管理主事→教職員課主管→校長→教育長
20	1991	教諭採用→高校課長→教育次長→教育長
21	1992	教諭採用→指導主事→文化課長→校長→教育長
21	1994	教諭採用→校長→教職員課長→指導部長→校長→教育長
22	1990	教諭採用→高校教育課長→総務課長→校長→教育長
22	1993	教諭採用→社会教育主事→管理主事→高校教育課長→教育研修所長→教育長
30	1991	教諭採用→指導主事→人事主事→教職員課長→教育次長→教育長
31	1990	教諭採用→教職員課長→教育次長→教育長
44	1990	教諭採用→教頭→教職員第2課長→指導第2部長→教育長
45	1988	教諭採用→校長→教職員課長→学校教育課長→教育次長→教育長
45	1991	教諭採用→学校教育課長→校長→教育次長→教育長
47	1991	教諭採用→教委課長補佐→教頭→校長→教委課長→社会教育課長→教育次長→教育長
知事部局で採用され、教育委員会関係職員の経験があるもの		
3	1988	知事部局採用→税務課長→地方課長→人事課長→ <u>教育次長</u> →企画調整部長→ <u>教育長</u>
3	1993	知事部局採用→商政課長→総務部人事課長→ <u>教育次長</u> →地方振興局長→ <u>教育長</u>
4	1988	知事部局採用→地労委審査課長→経営課長→中小企業課長→企画部次長→ <u>教育次長</u> →公務研修所長→議会事務局長→ <u>教育長</u>
4	1990	知事部局採用→地域振興課長→県民生活課長→商政課長→ <u>教育次長</u> →東京事務所長→ <u>教育長</u>
12	1988	知事部局採用→ <u>教委学事課長</u> →環境調整課長→財務課長→環境部長→商工労働部長→ <u>教育長</u>
13	1992	知事部局採用→大学事務局長→ <u>教委施設部長</u> → <u>教委総務部長</u> → <u>教育次長</u> → <u>教育長</u>
14	1991	知事部局採用→県民課長→福祉部次長→ <u>教委社会教育部長</u> → <u>教委管理部長</u> →商工部長→ <u>総務部長</u> → <u>教育長</u>
15	1990	知事部局採用→環境保全課参事→企業立地課長→ <u>教委総務課長</u> → <u>教委総務部長</u> → <u>教育長</u>
31	1992	知事部局採用→ <u>教委文化課長</u> → <u>教委総務課長</u> → <u>教育次長</u> → <u>教育長</u>
41	1991	知事部局採用→水産局長→福祉生活部長→ <u>教育次長</u> → <u>教育長</u>
教諭として採用され、知事部局へ転出したもの		
3	1994	教諭採用→ <u>教委</u> →広報課長→出納局次長→東京事務所長→医療局長→教育長
知事部局で採用され、教育委員会関係職員の経験がないもの		
3	1990	知事部局採用→観光課長→人事課長→企画調整課長→土木部次長→林業水産部次長→議会事務局長→生活福祉部長→教育長
7	1991	知事部局採用→総務部次長→人事委事務局長→生活福祉部長→総務部長→教育長
8	1991	知事部局採用→税務課長→地方課長→知事公室長→生活福祉部長→商工労働部長→総務部長→教育長
8	1994	知事部局採用→財務課長→企画部次長→企画部長→総務部長→教育長
10	1992	知事部局採用→婦人児童課長→消防防災課長→総務部副部長→総務部長→教育長
15	1992	知事部局採用→財務課参事→土地利用対策課長→工業振興課長→総務部次長→人事委事務局長→教育長
18	1994	知事部局採用→県民生活部長→商工労働部長→人事委事務局長→教育長
20	1993	知事部局採用→青少年家庭課長→地方課長→商工部長→教育長
24	1990	知事部局採用→職員課長→人事課長→総務部次長→農林水産部長→教育長
27	1991	知事部局採用→知事室長→企画部長→企画調整部長→総務部長→教育長
32	1991	知事部局採用→観光運輸課長→企画調整課長→環境保健部次長→企画部次長→商工労働部長→教育長
35	1993	知事部局採用→人事課長→総務部次長→環境保健部長→農林部長→教育長
39	1988	知事部局採用→工業課長→企画部本部次長→企画部副部長→教育長
42	1994	知事部局採用→観光課長→人事課長→交通局長→農林部長→教育長
43	1989	知事部局採用→漁政課長→人事課長→福祉政策部長→公害部長→農政部長→教育長
44	1994	知事部局採用→秘書課長→人事課長→総務部次長→商工労働観光部長→総務部長→教育長
46	1990	知事部局採用→地域計画課長→地方課長→水産商工部次長→企画部次長→教育長
46	1994	知事部局採用→広報課長→商工政策課長→商工労働部次長→土木部次長→東京事務所長→県民福祉部長→教育長
国家公務員として採用されたもの		
34	1993	文部省採用→文部省職業教育課長→教育長
37	1994	文部省採用→文部省研究機関課長→教育長
40	1989	文部省採用→文部省教科書課長→教育長
6	1988	自治省採用→知事部局税務課長→地方課長→財政課長→総務部次長→総務部長
34	1988	自治省採用→知事部局企画振興部長→商工労働部長→総務部長

- (1) 「教育長紹介」教育委員会月報（1988.4～1994.3）を基に筆者が作成
- (2) Noは都道府県に筆者が便宜的に付与した番号である。同じNoは同じ都道府県を指す。
- (3) 就任年度は、教育長への就任年度である。

経歴の事例をまとめてみたものである。これによると、公務員としての最初の採用が知事部局であった者は、その後一貫して知事部局内部で異動している者と、異動の過程で教育委員会を経験している者の2通りのパターンがあることがわかる。これに対し、最初に教諭として採用された者の場合は、その後教育委員会勤務となり、その後校長、あるいは教育委員会課長となり、場合によっては教育委員会部長、教育次長等を経て教育長となっていることがわかる。教育長となる直前は校長の場合と教育委員会職員の場合はケースバイケースであるが、それは、各地方の人事異動の方針による相違と思われる。いずれにしても、教諭、校長の経験者から教育長となる者は、その途中で教育委員会職員となっているパターンが全国共通のものとして予測できる。また、No.3の県において見られるように、教諭として採用された者が教育委員会を通して知事部局に異動し、その後も知事部局内部で異動し続けるパターンも存在する。

#### 4. 教育長に求められている資質の現象学

1・2節で検討したように、教育長の任用制度に関する戦後の変遷は、教育職としての資質よりも行政職としての資質をより求める方向に、そして、行政職としての資質は、大学における単位修得よりも、現場での経験により獲得すべき方向に変化してきたといえる。

制度の変化により、教育職の経験者よりも行政職の経験者が増えると思われたが、3節にみたように、それは、都道府県と市町村で異なる傾向が存在することが認められた。

都道府県に関しては、昭和58年以前の統計がないために、単純に市町村と比較することはできないが、平成4年度における教育長の教職経験率は市町村が67.3%であるのに対し、都道府県は34.0%であることなどから、都道府県の教育長に関しては、市町村よりも一般行政の力量が尊重されていると解せよう。

これに対し、市町村教育委員会においては、教育職と教育行政職をともに経験した者が教育

長に就任する傾向が強くなっている。本稿においては都道府県教育長の事例しか紹介できなかったが、教諭として採用された者が教育長にいたる過程で校長職の他に教育委員会の職を経験するパターンは、市町村においても共通しているのではないかと思われる。

すなわち、教育長の資質として、市町村においては教職的資質が、行政的資質に併せて要求されていると解せよう。

このことは、法改正論議の中で、一見軽視されがちであった教職としての資質も、地方教育行政の現場においては、やはり必要と考えられていると受け取るべきであろう。そうすると、大学における教職に関する科目履修を軽減、廃止するよう改正した昭和29年、31年における論議は、単に教職的資質の忌避という観点からのみ解釈することは妥当といえなくなる。

そこで考えられるのが、「教育職の経験者」は、旧規定の時代においても要望されていたのではないかと、忌避されたのは、「大学における単位履修」だったのではないかという仮説である。この仮説は、大学が提供する教員養成課程が輩出する教師の卵に対する教育行政や学校現場の不満にも通底する問題につながると考えられる。

筆者の結論は、教職に関する資質の大学における養成の限界を指摘しようとは意図していない。だが、大学の教職に関する課程が教育行政や学校教育の当事者から不信感を込めながら見られてきたであろうことは十分想像できよう。その点を確認しながら、教職に関する資質の養成プログラムを、いかに大学が提供し得るかを検討すべきといえるのではなかろうか。

#### 註

- (1) 「校長、指導主事、社会教育主事等の職にあった者」に要求される経験年数は2年となっており、旧免許法が要求していた経験年数より軽減されている。しかし、旧免許法では「教育長、校長若しくは私立学校における教育事務に関する職」という定義

地方教育行政の組織及び運営に関する法律下における教育長の任用とその資質

- を使用しているために、「教育長、校長」となる以前に「教育事務」に携わっていた期間を加算することが可能となっていたための規定年数であったと解釈すべきであろう。
- (2) 木田宏『新訂逐条解説地方教育行政の組織及び運営に関する法律』第一法規, 1977
- (3) 木田宏監修『証言 戦後の文教政策』第一法規, 1987
- (4) 高橋寛人「戦後日本における教育長資格制度の成立と崩壊」科研費報告書『日米教育指導職の比較史的研究』1987
- (5) 犬丸直「地方教育行政制度の変遷」教育委員会月報 1958.10
- (6) 『日本教育行政学会年報 No.9』1983
- (7) 地方教育行政調査では、昭和30年度から39年度までは「校長」「教員」という項目で調査し、昭和40年度より「教職員」という項目で調査している。通常、教職員と称するとき、学校事務職員が含まれると思われるが学校事務職員が教育長になる形態は通常考えにくい。そこで本稿では、教職員＝校長+教員という定義で数値を扱うこととする。
- (8) 地方教育行政調査における「地方公務員」は、「教育長」「教職員」「教育委員会関係職員」以外の一般職の地方公務員を指している。